日本ジブチ友好協会 会則

（名称）

第1条　本会は、日本ジブチ友好協会　（英文名：Japan Djibouti Friendship Association、仏文名：Association d'Amitié Japon-Djibouti）と称する。

（事務所）

第2条　本会の事務所は、東京都に置く。

（目的）

第3条　本会は、日本とジブチの相互理解を深め、文化、スポーツ、経済、科学技術などの分野で交流・協力事業を促進し、両国の友好親善に寄与することを目的とする。

（活動・事業の種類）

第４条 本会は、前条の目的を達成するために次のような事業を実施する。

（1）　日本・ジブチ両国の相互理解、親善に資する調査、研究、交流会、講演会等の開催

（2）　その他、目的の達成に必要な活動

（会員）

第５条 本会の会員は、次の３種類とする。

（1）　法人正会員は、この会の目的に賛同し入会した法人

（2）　個人正会員は、この会の目的に賛同し入会した個人

（3）　賛助会員は、この会の事業を賛助するために入会した法人または個人

（入会）

第６条 会員として入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得る。

（会費）

第７条 正会員は、以下に定める会費を納入しなければならない。

（1）　法人正会員：８万円/年

（2）　個人正会員：１万円/年

（退会）

第８条 会員は、退会届を会長に提出し任意に退会することができる。

2　会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

（1）　本人が死亡したとき

(2)　会費を 2 年以上納入しないとき

（役員）

第 9 条 本会に次の役員を置く。

(1)　理事：5 名以上 10 名以内

(2)　監事：2 名以内

2　理事のうち、会長 1 名、副会長 1 名、事務局長 1 名を理事の互選により選出する。

3　役員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

（職務）

第 10 条 会長は、本会を代表し、その業務を統括する。

2　副会長は、会長を補佐し、これに事故あるときまたは欠席の時はその職務を代行する。

3　事務局長は、会長、副会長の指揮の下で事務局業務を執行する。

4　監事は、会務の執行および財務状況を監査する。

（名誉顧問・顧問）

第 11 条 本会に名誉顧問・顧問を若干名、理事会の承認を得ておくことができる。

2　名誉顧問、顧問は、必要に応じて会長、理事会に助言を行うことができる。

（資産）

第 12 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1)　財産目録に記載された財産

(2)　会費

(3)　寄附金品

(4)　財産から生じる収入

(5)　事業に伴う収入

(6)　その他の収入

（総会）

第 13 条 本会の総会は、法人正会員、個人正会員を持って構成し、毎事業年度終了後 3 か月以内に 1 回開催する。ただし、会長が必要あると認めた時は臨時に開催できる。

2　総会は、以下の（1）～（6）事項について審議し、（7）は報告する。議長は会長が務める。

（審議事項）

(1)　会則の変更

(2)　解散

(3)　活動・事業の変更

(4)　（直近過年度）事業報告および収支決算

(5)　理事および監事の選任又は解任

（6）　その他会の運営に関する重要事項

（報告事項）

（7）　（当該年度）事業計画および収支予算

3　総会は、正会員の過半数が出席し、その過半数をもって議決する。

4　総会の議事については、議事録を作成し、会長および会長が指名する総会に出席の理事・監事のうち一名が議事録に署名捺印する。

（理事会）

第 14 条 理事会は理事をもって構成、会長が招集し、議長を務める。

2　会長は必要と認めるとき、名誉顧問、顧問や賛助会員を招集することができる。ただし、議決権は持たない。

3　監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。ただし、議決権は持たない。

4　会長、副会長、事務局長の選任および解任。

5　（直近過年度）事業報告および収支決算に関しては、監事による監査を経て理事会で承認し、総会に審議議案として提出する。

6　（次年度）事業計画および収支予算に関しては、当該年度終了前の理事会で承認し、次年度総会で報告する。

7　上記のほか総会議決事項について承認する。

8　理事会は、理事の過半数が出席し、その過半数をもって議決する。

9　議事録を作成し、会長および会長が指名する理事会に出席した理事のうち一名が署名捺印する。

（事業年度）

第 15 条 本会の事業年度は、 4 月 1 日に始まり、3 月 31 日までとする。

（事務局）

第 16 条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

（委任）

第 17 条 この会則に定めのない事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

附則 1 この会則は、2023 年 10 月 6 日から施行する。